

平成27年度 京都市立西総合支援学校「学校いじめ防止基本方針」

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

文部科学省が定めるいじめの定義「いじめとは当該児童生徒が一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとする。個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的におこなうことなく、いじめられた児童生徒の立場に立っておこなうものとする」を踏まえて、本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめの防止対策推進の取組の基本的な方向、内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、すべての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とし、学校の教育活動全体で豊かな心を育み自分も友達も大切にする児童生徒を育てることを目指す。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指し、いじめの未然防止・早期発見・丁寧な解決における取組を推進する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ対策委員会の設置

①委員会名

いじめ・不登校対策委員会

②構成員（職名又は校務分掌）

●校長・教頭・副教頭・生徒指導主事（中・高）・各部長・保健主事・養護教諭
スクールカウンセラー

③開催時期

●年間3回、開催する。（緊急の場合は、この限りではない）

④取り組む内容

- 目的、基本方針に基づく取組や計画の検討・確認
- 児童生徒の実態把握及び分析の共有
- 人権意識・道徳意識・規範意識を育てる取組の検討。（道徳教育の充実等）
- 実態把握（いじめアンケートの実施）
- いじめの未然防止や早期発見に向けての対策等の検討
- いじめの発見から解決までの効果的な支援・指導方針の検討
- 外部機関との連携

（２）教職員の資質向上（校内研修）

①基本的な考え方

- 「いじめ防止対策推進法」や「いじめ・不登校対策委員会」の目的、方針を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策、早期発見に向けた対策、発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。
- 背景にある心理的・社会的状況を分析し予防の基本となる児童生徒理解を推進する。
- 人権意識や道徳性、社会性の向上による、いじめを防ぐ意識の育成を図る。

②研修の時期・内容等

- 児童生徒理解、障害理解、人権研修等、年間を通じて総合的に行う。
- 5月…「いじめ基本方針」の周知徹底と理解。
9月…前期アンケート結果で状況把握をし、支援・指導に活かす。
2月…後期アンケート結果で状況把握をし、支援・指導に活かす。

3 基本的施策

（１）いじめの未然防止に向けて

①授業改善

- 個別の包括支援プランに基づき、「わかる喜び」と「学ぶ楽しさ」が実感できる授業を行う。
- 言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に力を入れる。
- 友達や周りの人々との協力・協働等、集団生活に必要な生活態度や規範意識を育む。

②道徳教育

- いじめは絶対に許されないことや、命の大切さを伝える。

③体験活動

- 行事（学校祭等）・校外活動・宿泊学習等を通して、仲間づくりを行う。

④児童生徒が自主的に行う活動

- 生徒会活動を活発に行い、自己有用感を高めると共に全校で交流を深める。

⑤児童生徒への働きかけ

- 人権に関わる内容の絵本の読み聞かせや本の紹介等、生徒会中心に取り組む。
- 集会（学年・学部・全校）などで子どもたちの心に訴える。

⑥家庭・地域との連携

- 学校便りなどを通じ、保護者への啓発を行う。
- 地域住民に積極的に学校行事への参加を呼びかけ、交流を図る。

⑦その他

- 学校評価アンケートの結果を分析し、成果と課題を周知する。

(2) いじめの早期発見に向けて

①全教職員の連携を密にし、迅速に情報を集約し共有する。

- 各部長は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ・不登校対策委員会」で情報を共有する。
- 「いじめ・不登校対策委員会」で共有された情報は、職員会議等を通して全教職員で共有する。

②アンケートの実施

- 実態把握をするため、アンケートを実施する。
- 学校評価の児童生徒によるアンケートにおいても、いじめの実態把握に努める。

③教育相談の実施

- 積極的な教育相談の取組を行う。
- スクールカウンセラーとの連携を図る。

④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- 日常からインターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発、指導に努める。
- SNSを通じて起こっている問題行動を理解し、情報を共有する。
- PTA活動や地域交流会、学校運営協議会の活動を通じて保護者や地域への啓発を行う。

4 いじめが起った時の措置

(1) 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。

その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童生徒の支援や加害児童生徒への指導、周りの児童生徒の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

(2) いじめが起こったとき及び、いじめがあるとわかった時の対応

- ①被害児童生徒の安全を確保する。
- ②被害児童生徒の心身の状況を深慮しながら聴き取りを行い、家庭訪問等で保護者に説明する。
- ③加害児童生徒への指導及び保護者への助言を行う。
- ④教育委員会に速やかに報告し、指導助言を仰ぎながら、校内での指導を進める。
- ⑤事案によっては、警察に連絡を入れる。

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重態事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態として取り扱う案件は、以下のこと等とする

- ①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのあるとき。
 - ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
 - ③児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき。
- 本校が調査の主体となる場合は、本校の下に「いじめ・不登校対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討し、事実関係を明確にするための調査、必要に応じた適切な保護者への情報提供、京都市教育委員会への調査結果の報告、調査結果を踏まえた適切な措置、同種の事態発生防止に向けた取組の推進等を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 関係機関との連携

(1) 地域・家庭との連携の推進に向けて

P T Aとの連携のもと、いじめ問題や「西総合支援学校 学校いじめ防止基本方針」に対する理解を深める機会を設定する。

(2) 関係機関との連携の推進に向けて

- ①いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童生徒の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童生徒、被害児童生徒の精神的ケアを図る。
- ②平素からスクールカウンセラーとの連携を密にしておく。

月	いじめ未然防止に向けた取組や行事等			
	小学部	中学部	高等部	全校
4	・学級びらき ・1年生を迎える会	・学級びらき ・新入生歓迎会、 ・西リンピック（中1スポーツデー）（月1回通年）	・学級びらき ・学年集会（通年） ・自主通学生徒の会（通年） ・対面式	・児童生徒集会
5	・交流及び共同学習 〔居住地校〕（通年）	・交流及び共同学習 〔居住地校〕（通年） ・地域清掃、お届け（通年）	・総合支援学校合同生徒会	・学校祭 体育の部 ・桂坂統一クリーンデー 呼応清掃 ・人権標語
6	・修学旅行 ・交流及び共同学習 〔学校間交流〕大枝 ・なかよし集会			
7	・小5宿泊学習 ・夏の集会	・中3修学旅行 ・中2校外宿泊学習 ・生き方探求チャレンジ体験（7～11月） ・スポーツ交歓会	・総合支援学校合同生徒会 ・スポーツ交歓会	・児童生徒集会 ・サマースクール ・スポーツ交歓会
8		・人権ポスター	・夏季施設見学	・児童生徒集会
9	・交流及び共同学習 〔学校間交流〕桂坂 ・なかよし集会 ・小4宿泊学習		・高1校外宿泊学習	
10	・なかよし集会 ・にじっこまつり	・中1校外宿泊学習 ・交流及び共同学習 〔学校間交流〕大枝中	・高2修学旅行 ・総合支援学校合同生徒会 ・ファイナンスパーク学習	・芝生祭り ・全校児童生徒集会
11	・なかよし集会 ・交流及び共同学習 〔学校間交流〕大枝 ・交流及び共同学習 〔学校間交流〕桂坂			・学校祭 文化の部 ・本部役員選挙 ・桂坂統一クリーンデー 呼応清掃
12	・交流及び共同学習 〔学校間交流〕桂坂 ・冬の集会	・学部集会		・児童生徒集会 ・人権標語
1	・なかよし集会 ・交通安全教室	・スポーツデー ・交流及び共同学習 〔学校間交流〕大枝中	・交流給食	・児童生徒集会
2	・なかよし集会		・総合支援学校合同生徒会 ・卒業フェスティバル	
3	・6年生を送る会	・3年生を送る会		・児童生徒集会

